



保 警 環 第 9 号

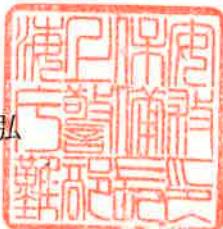
平成 30 年 5 月 17 日

一般社団法人

全日本釣り団体協議会 会長理事 殿

海上保安庁警備救難部長

奥島 高弘



平成 30 年度海洋環境保全推進月間の実施について（お願い）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、平素から海上保安業務に対する御理解と御協力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

海上保安庁では、「未来に残そう青い海」をスローガンに、6月1日から同月
30日までの1か月間を「海洋環境保全推進月間」と定めています。

油及び有害液体物質による汚染に対しては、主として海事関係者、漁業関係者
を対象とした海洋環境保全講習会、訪船等により、取扱不注意の内容である「バ
ルブ開閉不確認」、「タンク不計測」、「作業の失念」等の初步的なミスの防止、
万が一の排出に備えるための排出を防止する措置の実施（オーバーフロータンク
の設置、スカッパーの閉鎖等）の指導を実施します。

特に、初步的なミスによる油等の排出の防止に関しては、今回から、船種ごと
の傾向を踏まえた指導を行います。

また、油の排出原因としては、取扱不注意に次いで船舶事故によるものが多い
ことから、海難防止についても併せて指導を実施いたします。

廃棄物による汚染に対しては、主として漁業関係者、若年層を含む一般市民を
対象とした海洋環境保全教室、漂着ごみ分類調査、訪問等により、不法投棄防止
のための呼びかけ及び廃棄物が漁業及び海洋環境に与える影響についての啓発を
実施します。

つきましては、貴殿におかれましても同月間の趣旨を御理解いただき、傘下会
員への周知、当庁において実施する指導・啓発活動への御協力について、格段の
御配慮を賜りますようお願い申し上げます。